

**セクシャル・ハラスメント
アカデミック・ハラスメント
防止マニュアル**

学校法人 高梁学園

セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントのない学園に

このパンフレットは、高梁学園の設置する吉備国際大学、九州保健福祉大学、順正短期大学・順正高等看護専門学校（以下「学園」という。）の学生及び教職員並びに出入業者を含む全ての構成員が個人として尊重され、学園に公正で良好な就学及び就労環境を確保するため、セクシャル・ハラスメント（性的言動・行動）アカデミック・ハラスメント（言葉の暴力・いやがらせ）の防止とその対策について必要な事項を定めることを目的とする。

1. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントって何でしょう

セクシャル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的言動で、相手に不快と受けとめられるとセクシャル・ハラスメントとみなされます。

セクシャル・ハラスメントは、時間・場所を問わず、男性から女性に対してのみでなく、女性から男性あるいは同姓同士に対してもセクシャル・ハラスメントとみなされます。

アカデミック・ハラスメントとは、一方的、差別的、暴力的な指導を受けたりすることで、学生と教員・教員と職員・学生同士・教員同士・職員同士が地位・立場を利用して相手に不利益な行為を強いると、アカデミック・ハラスメントとみなされます。

2. どんなことがセクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントになるのでしょうか

言葉によるセクシャル・ハラスメント

- ・性的な経験について質問すること。
- ・女性あるいは男性であるということで、性格・能力・行動及び傾向などを評価されたり、決めつけられたりすること。

行動によるセクシャル・ハラスメント

- ・性的な関係を強要すること。
- ・成績評価を条件に性的な接触をしたり、あるいは性的な要求をし、拒否したために成績評価を下げたりすること。
- ・研究室・事務室等のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示すること。
- ・教職員の歓送迎会や学生のクラブ等の歓送迎会の酒席で、異性を隣に座らせることを強要したり、お酌やカラオケでのデュエット、ダンス等を強要すること。
- ・指導的立場にある教職員が、学生に不必要に個人指導を行ったりすること。
- ・教職員が学生並びに関係者に、食事等の強要をすること。

上記以外にも、いろいろなセクシャル・ハラスメントが考えられます。

近年のセクシャル・ハラスメントには、巧妙で罪がないように見える場合もありますが、

注意しなければならないのは、その行為がセクシャル・ハラスメントになるかどうかは、その行為をした人の意図ではなく、その行為を受けた人が不快に感じたかどうかによって決まるということです。

アカデミック・ハラスメント

- ・言葉の暴力
- ・「あなたはやっぱりダメだ」、「こんなこともできない」等、全てを否定する言い方
- ・「大学を辞めたら」とか「卒業させない」などの、退学や留年勧奨
- ・学生指導や授業の放棄
- ・私生活への干渉

アカデミック・ハラスメントは、近年多く発生してをり、そのような行為を受けた人が、人権を侵害するような発言であったかどうかで決まるということです。

3. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントを「しない」「させない」ために

- ・上の地位にある人は、自分の行動並びに言動が、下の者に大きな影響を与えることをいつも意識して下さい。
- ・自分は軽い冗談のつもりでも、相手は深く傷つき、悩むこともあるのです。
- ・あなたが相手に好意を持っていても、何をしてもいいわけではありません。
- ・いつも相手の立場に立って考え行動する気持ちが大切です。
- ・あなたがセクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントを受けない、させないためにも、毅然とした態度をとり、無視したり、受け流したりして我慢しているだけでは状況はよくなるたないのです。

4. あなたがセクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントにあったら

- ・加害者に対してハッキリ「NO」の意思表示をしましょう。
- ・いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのかについて記録（メモ）を取りましょう。
- ・目撃者がいる場合には、その人に証人になってもらいましょう。
- ・目撃者がいない場合には、信頼できる同僚や友達、知人にその場の状況を詳しく話しておきましょう。
- ・一人で悩んでいても変わらないので、信頼できる同僚や友達、知人に相談しましょう。
- ・大学等の相談窓口連絡しましょう。

5. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントを受けている人がいたら

- ・セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントを目撃したり、不快に感じた場合は、その場で注意しましょう。
- ・友人に被害を相談されたら、親身になって話を聞き、心の支えになってあげましょう。
- ・被害者は精神的に傷ついていますので、被害者の話に疑問を抱くような言葉や、被害者を責めるようなことは絶対に言わないようにしましょう。
- ・必要なら証人になり、そのときは被害者のプライバシーを守るよう注意しましょう。
- ・大学等の相談窓口へ行くよう勧め、同行してあげましょう。

6. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメント相談窓口

- ・吉備国際大学・九州保健福祉大学・順正短期大学・順正高等看護専門学校各学校に相談窓口（相談員）を定めております。

7. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメント相談員の心得

- ・相談員は、毎年各学校において掲示により周知しています。
- ・相談員は、プライベートの問題も含まれるので、安心して相談できるよう留意しています。
- ・相談員は、被害者が相談することによって、不利益な扱いを受けないようにしています。

8. セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントにおける処分

- ・学園関係者によるセクシャル・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントは、学園の就業規則にのっとり処分が行われます。
- ・処分としては、学校法人高梁学園就業規則第10条により、第76条の処分がなされます。
- ・学園関係者以外の物品納入業者等による、セクシャル・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントについては、事情を聴取し、必要に応じ警察等への連絡します。

9. 学園にとってセクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントで及ぼす影響とは

- ・被害者の健康や就学、就業に対する重大な影響を及ぼし、さらには、職場関係の悪化によって学内の秩序や円滑な業務が阻害される恐れもあり、学園の社会的評価にも影響し、セクシャル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメントによって、学園の使用者責任が

問われます。

10. 教職員の皆様へ

セクシャル・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントは、社会的にも増加傾向にあり、また学校等の機関でも急激にふえておりますので、皆さんも、セクシャル・ハラスメント並びにアカデミック・ハラスメントに対して再認識し、秩序ある行動・言動をして下さい。